

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 仙台地域の災害リスク

仙台地域が経験した主な災害には、宮城県沖地震（1978年）、台風第10号による大雨（1986年）、停滞前線による大雨（1994年）、東日本大震災（2011年）の他、2015年関東・東北豪雨（台風第18号）、2019年令和元年東日本台風（台風第19号）による被災など、仙台市は度々甚大な自然災害による被害を受けている地域である。

以下、仙台市の災害リスクについて、「地形」、「地震」、「風水害」の観点により説明する。

1) 地形による災害リスク

①山地・丘陵地

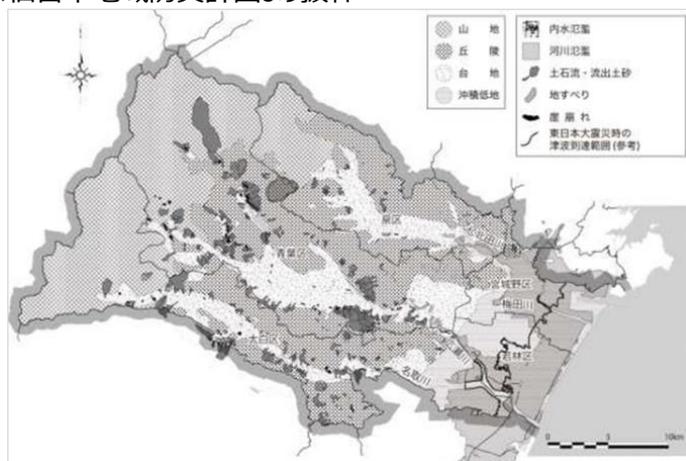
仙台地域における山地は、東北地方を南北に縦走する奥羽山脈の一部をなしており、船形連峰等の雄大で多様性に富んだ自然と共に、作並温泉、秋保温泉郷、奥新川などの観光資源に恵まれている。

丘陵地においては、北部の工業流通団地などとして、泉パークタウンインダストリアルパーク、サイエンスパーク及びソフトパークが立地している。この丘陵地に大小の住宅団地が造成されており、市街地に比較的近い造成年代の古い住宅団地では高さのある玉石積みや二段擁壁、道幅が狭小な箇所も見受けられる状況となっている。これらの地域の一部は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び山地災害危険地区に指定されている。

宮城県沖地震や東日本大震災においては、宅地地盤に大きな被害が生じた場所もあり、地震による被災家屋の分布が切盛境（※切土や盛土によって地盤構造が変化する境目部分のこと）に多く発生していることも報告されている。

②台地

商業・業務機能や行政・教育機関などの都市機能が集積する都心地域であり、仙台駅を基点として、バス路線が放射状に広がるほか、骨格的な交通機関である地下鉄南北線、地下鉄東西線、JR線などが整備されている。小売、サービスや飲食・宿泊業などが集積するこの地区においては、昼間人口と夜間（定住）人口に大きく差が生じることから、東日本大震災においては、公共交通機関の途絶等により職場等から帰宅することができない帰宅困難者が多数発生した。※仙台市地域防災計画より抜粋



図：仙台市の地形と災害特性

③低地

仙台市東部地区を南北に縦断する国道4号線沿いには、流通業務機能が集積し、卸売、運輸、印刷などの産業が集積しており、特定重要港湾である仙台塩釜港を含む周辺地区は基盤整備や大規模製造業の立地などに伴い、東部地域の製造業商品出荷額は市内全域の高い割合を占めている。東日本大震災後においては、これら産業集積地域でのサプライチェーンの途絶により、製造業の生産停止が発生した。

仙台市東部の田園地域には優良農地が広がり、稲作をはじめ、野菜や花卉の生産などの市街地に近い立地を生かした農業が盛んだが、後背湿地など沖積低地特有の軟弱地盤が多く、地震や豪雨時の浸水被害が予想される。また、海岸地域とその周辺部においては、津波による浸水の可能性があり、東日本大震災においても多くの尊い命が失われた。

2) 地震による災害リスク

仙台市に大きな影響を与える地震として、海溝型地震と陸域の浅い地震に分類を行うと、前者は超巨大地震（東北地方太平洋沖型）、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震、宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）の4つが挙げられ、後者は、長町―利府線断層帯の地震が挙げられる。

①海溝型の地震

A) 超巨大地震（東北地方太平洋沖型）

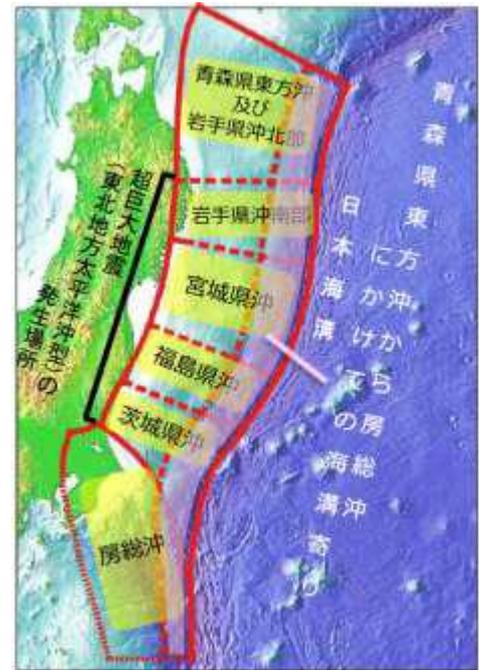
マグニチュード9クラスの超巨大なプレート間地震を「超巨大地震」と呼び、東北地方の太平洋沿岸に巨大津波を伴うものを「超巨大地震（東北地方太平洋沖型）」と呼ぶ。津波堆積物調査によると、過去3,000年間に5回発生し、それぞれ新しい順に、2011年の東北地方太平洋沖地震、1611年の慶長三陸地震または1454年の享徳地震、869年の貞観地震、4～5世紀頃の地震、紀元前4～3世紀頃の地震に対応すると考えられている。平均発生間隔は約550～600年となり、今後30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。次に発生する地震の規模は、宮城県沖を必ず含み、隣接する領域（岩手県沖南部または福島県沖）の少なくとも一方にまたがり、場合によっては茨城県沖まで破壊が及びマグニチュード9.0程度になる可能性がある。

B) 宮城県沖のプレート間巨大地震

おおむねマグニチュード8を超えるプレート間地震を「プレート間巨大地震」と呼ぶ。宮城県沖で発生したプレート間巨大地震として、1793年（マグニチュード7.9推定）と1897年8月（マグニチュード7.7推定）の2回の地震が知られている。ともに津波を伴い、1793年の地震は後述する宮城県沖地震の発生領域と連動した可能性が指摘されている。今後30年以内の地震発生確率は20%程度と推定されている。

C) 宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震

プレート間巨大地震よりも規模が小さいマグニチュード7.0以上のプレート間地震を、「ひとまわり小さいプレート間地震」と呼ぶ。1923年1月1日以降、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生までの



約 88 年間にマグニチュード 7.0 以上の地震は 6～7 回が知られている。今後 30 年以内の地震発生確率は 90%程度と推定されている。

D) 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震

ひとまわり小さいプレート間地震のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード 7.1～7.4 の地震が繰り返し発生したことが知られている。これを「宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）」と呼ぶ。震源位置などから 1897 年 2 月、1930 年代（1936 年で代表）、1978 年、2000 年以降（2011 年 3 月 11 日で代表）の地震活動を宮城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動とみなした場合、1897 年以降、4 回活動を繰り返しており、平均発生間隔は 38.0 年と考えられる。なお、1978 年のものは宮城県沖地震として知られている。今後 30 年以内の地震発生確率は 60%程度と推定され、将来発生する地震の規模は 1978 年宮城県沖地震の規模からマグニチュード 7.4 前後とされている。前述した宮城県沖のプレート間巨大地震に比べ規模の小さい地震ではあるが、ほかの領域とは異なり、震源域が陸寄りに特定されているため、1978 年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要である。

②長町－利府線断層帯

長町－利府線断層帯は、利府町から仙台市を経て村田町にかけて、おおむね北東から南西方向に延びており、長町－利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層、円田断層によって構成される長さ 21～40 km の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。

本断層帯の活動については、第四紀後期における活動が確かめられている区間の長さから経験則に基づき、ずれの量は上下成分で 2m、活動間隔は 3,000 年程度以上であると推定されているが、様々なデータから得られる最も新しい活動は、約 16,000 年前以後にあったと考えられている。今後の発生確率については、今後 30 年以内は 1%以下、今後 50 年以内では 2%以下、100 年以内では 3%以下と推定されており、発生する可能性としては、我が国の主な活断層帯の中ではやや高いグループに属すると考えられている。なお、地震の規模は、マグニチュード 7.0～7.5 程度と考えられている。

3) 風水害による災害リスク

仙台市では、集中豪雨や局地的大雨の増加など、気象条件は近年より厳しくなりつつあり、都市型水害の増加、造成地における土砂災害の発生など、災害形態も変化してきている。

仙台市では、2005 年より「仙台市洪水災害予測地図」を作成し市民等へ配付してきたが、前述の通り、風水害の発生が増大していることから、2014 年には、土砂災害の恐れのある区域、2016 年度からは水害や土砂災害の恐れのある区域も表記し、日頃からの注意喚起と合わせて備えや災害時の行動ポイントをまとめ市民等に注意喚起を促している。

当市の風水害リスクとしては、大規模な内水氾濫では、河川周辺や沖積低地のほぼ全域が冠水する他、台地の一部と丘陵地の小谷の一部も冠水する恐れがある。土砂災害については、七北田川・広瀬川・名取川等の河川周辺を中心とした台地と丘陵地の接続部に沿って発生する恐れがあり、人口集中地区においては、崖崩れの危険箇所が多く分布している。

尚、土石流や崖崩れの危険性については、太白区や青葉区の東方向に延びる幹線道路付近の多くに崖崩れ等が起こる危険箇所として指定されている。

さらに仙台駅は、新幹線や在来線をはじめ、市内各所を結ぶ地下鉄が乗り入れていることから地下道も多く、ゲリラ豪雨などで起こる都市型水害の被害を受けやすい構造となっている。

4) 感染症

仙台市では、2020年2月末に市内で初めての新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、幾度も感染拡大を繰り返してきた。特に2021年3月には、急激な感染拡大が起こり、その後も、全国の感染拡大にほぼ比例する形で、それ以前の波を大きく上回る感染拡大を繰り返すこととなった。

新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法に基づき、感染症予防のための施策の実施に関する計画として「仙台市感染症予防計画」（計画期間：2024年度から2029年度）を定めた。

平時における対応として、インバウンドの推進など、海外との相互交流が促進されている現状を踏まえ、海外及び他自治体の発生動向を注視し、対策を推進していく。新興感染症への対応については、新型コロナへの対応を踏まえ、緊急時に備えた平時からの体制整備や、医療機関など関係機関との連携体制の構築等が必要である。以上を踏まえ、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある様々な感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症予防推進の基本的な方向を定め、感染症対策を推進していく。

(2) 商工業者の状況

＜仙台商工会議所管轄区域事業者数及び主な業種別割合＞

- ・商工業者数 34,762 者（2016年現在）
- ・小規模事業者数 24,590 者（2016年現在）

【内 訳】

業 種	2016年度当所管轄市内事業者			備 考（事業所の立地状況等）
	事業者数	うち 小規模事業者	構成比 割合	
卸売・小売業	10,124 者	7,161 者	29.1%	小売業は市内に広く分散している 卸売業は若林区卸町の卸商団地に集積
宿泊・飲食業	4,331 者	3,063 者	12.5%	宿泊業は市内中心部に多い 飲食業は市内に広く分散している
建設業	3,211 者	2,271 者	9.2%	市内に広く分散している
不動産・物品賃貸業	2,521 者	1,784 者	7.3%	市内に広く分散している
生活関連サービス・ 娯楽業	2,633 者	1,863 者	7.6%	市内に広く分散している 娯楽業は市内中心部に多い
その他業種	11,942 者	8,448 者	34.3%	市内に広く分散している
合計	34,762 者	24,590 者		

出所：合計値は平成 28 年経済センサス-基礎調査を県が独自集計したもので、業種別事業者数は経済センサスの業種別構成比を参考に仙台商工会議所にて算出。

(3) これまでの取組

1) 仙台市のこれまでの取組

東日本大震災を経験した仙台市では、その教訓を踏まえて、将来の災害や気候変動リスクなどの脅威にも備えた「しなやかで強靱な都市」に向け、「防災環境都市づくり」を進めている。東日本大震災 2 か月後の 2011 年 5 月、震災の経験と被災地の再生を世界に発信するため、「国連防災世界会議」の誘致を表明し、2013 年 12 月に仙台開催が国連総会で決定。2015 年 3 月に「第 3 回国連防災世界会議」が開催された。本体

会議の中では、成果文書として、2005年の第2回会議（兵庫）で採択された「兵庫行動枠組」の後継となる「仙台防災枠組 2015-2030」が採択された。本枠組は、2030年までの国際的な防災の取り組み指針として位置付けられ、仙台市は、この枠組の採択都市として未来を見据えた強靱な都市基盤の構築とエネルギー自律型のまちづくり（ライフライン、インフラなどのハード整備）、地域ぐるみの防災力の強化と防災・減災の新たな担い手育成などのひとづくり（子供から高齢者まで、また女性・障害者なども含めた多様な市民が主体となる防災・減災）、世界の防災と減災の推進に貢献するために、国際会議や視察受入などを通じ、震災の経験と教訓を世界に伝えるなどの情報発信・ブランディングの多角的な視点から、防災・減災の強化を図っていく。

① 中小企業の防災・減災・事業継続力を高めるための取組

2022年3月に仙台市と東京海上日動火災保険株式会社において「中小企業強靱化推進に関する協定」を締結し、仙台市と仙台商工会議所と共催で開催するセミナーの講師派遣の協力を受けている。また、仙台市産業振興事業団での広報協力なども継続していく。

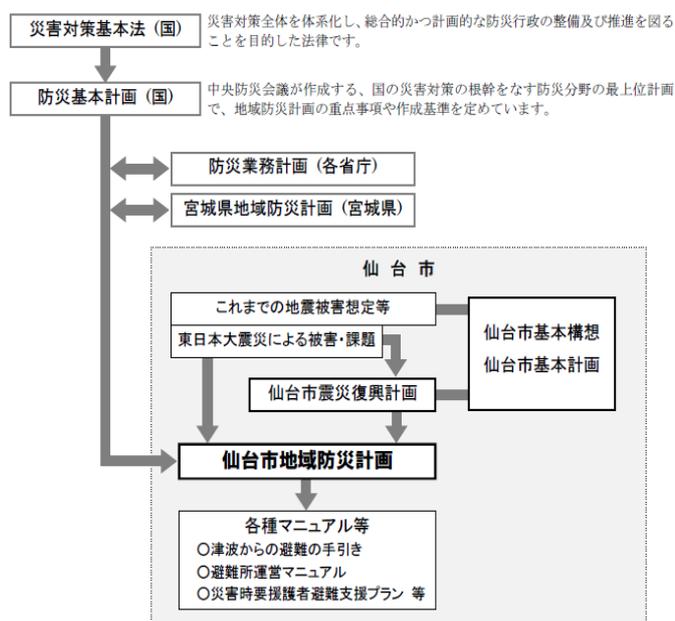
【普及啓発セミナー開催実績】

- 2023年10月「事業継続力強化計画策定支援セミナー」（市・仙台商工会議所、東京海上日動協力）
- 2023年11月「事業継続力強化計画策定体験セミナー」（市・仙台商工会議所、東京海上日動協力）
- 2024年1月「事業継続力強化計画策定体験セミナー」（市・仙台商工会議所、東京海上日動協力）
- 2025年2月「介護職向けBCP机上訓練セミナー」（市・仙台商工会議所、東京海上日動協力）

② 仙台市地域防災計画の策定

仙台市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興について行う事項を定め、市民や地域団体、企業と市及び防災関係機関が協働してこれらの防災活動を円滑に行うことにより災害の拡大防止と被害軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として仙台市地域防災計画を策定している。

災害対策の各実施主体は、本計画を共有し、平時から防災対策に関する調査・研究や教育・訓練を行うとともに、大規模な災害が発生した際には、被害状況、災害対応の経過や、課題、教訓などを記録し、その検証結果を本計画へ反映させることにより、実効性をより高いものにしていく。



③市民や企業への災害応急体制と防災教育・訓練の推進

大規模災害時には、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、人命に関わる応急対策が必要となるが、防災関係機関だけでこれら全ての対応を行うことは、困難が予想される。そのため、市民や自主防災組織、企業、観光客等に対して、必要な防災情報を提供し、地域の特性に応じた自主防災意識の醸成を図る。

また、災害時の初期行動の留意点、消火、救出救護活動の知識や技術、災害時要援護者への支援協力など基本的な防災知識や技術の普及を図り、市民や企業等の防災知識や防災行動力の向上を図る。防災関係機関・研究機関等と連携しながら、これらの教育・訓練・啓発等を推進する。また、普及啓発の実施に関しては、災害時要援護者に対し十分配慮して行う。

④仙台市の災害応急体制について

災害発生時に、混乱を回避し、被害を最小限にとどめるためには、危機管理という観点から平常時とは異なった組織体制の下、迅速な災害応急対策を実施する必要がある。そのためには、災害対策本部機能の強化を図るとともに、職員に対し日頃から研修・訓練を実施することが不可欠である。

仙台市は、災害救助法第2条の2に基づき、内閣総理大臣より救助実施市の指定を受けていることから、宮城県との緊密な連携体制のもと、円滑かつ迅速に災害救助を実施する。

大規模な災害等が発生した場合には、庁舎等市役所自体も被災し、人、施設・設備、物、情報、ライフライン等の利用できる資源にも制約を受け、行政機能の低下が予想されるが、災害対応業務や災害対応中であっても休止することにより市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められる。

このため、災害対応業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施できるよう、あらかじめ業務継続計画を策定し、防災実施計画に反映させる。

⑤仙台市総合防災訓練の実施

仙台市では東日本大震災の教訓を踏まえ、本計画に基づく新たな取り組みの定着に向け、津波から命を守るための取り組みの推進、市民力・地域力を生かした避難所運営体制の構築、迅速で効果的な災害対策本部運営体制の構築、防災関係機関との「顔の見える関係」の構築、帰宅困難者対策の推進、地域における防災・減災力の向上の視点から訓練を実施するものとする。

⑥共助を促進するための企業への啓発

関係局・区は地域における防災力を高めるために、自助を促進するための啓発と同様に様々な機会をとらえ、共助を促進するため市内企業へ向けた啓発に努める。

企業内備蓄の促進をはじめ、大規模災害発生時に従業員を直ちに帰宅させないこと（帰宅困難者対策）、大規模災害発生時に市民・利用客等の避難者を一時的に受け入れてもらうこと等の啓発を行う。また、企業において自主的に防災対策を進めることができるよう防災チェック表の作成配布を行う。

⑦物資・資機材等確保体制の充実

災害が発生した場合に、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するためには、迅速な救援を実施する必要があり、特に食料、飲料水、生活必需品等の物資の提供が重要であるため、仙台市では、家庭内での災害用備蓄物資として、一週間分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医療品、また、必要に応じて外部バッテリー等必要な機器の準備の推奨している。仙台市は、家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえて啓

発に努め、家庭内備蓄の促進を図っている。

A 公的備蓄の推進

災害発生直後から必要となり、避難者の安全な生活に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。災害発生直後から大量に必要な物資及び避難所運営において必要となる資機材等を、避難者受け入れ施設に備蓄する。また、市役所、区役所及び総合支所には、避難所からの要請に基づき配送する物資を備蓄する。

備蓄する主食（クラッカー類・アルファ米・調理不要食等）、飲料水については、東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員10,000人の2日分を備蓄することとし、粉ミルクについても避難者に占める乳幼児数（約1,000人）の2日分（1日150g）を区役所及び総合支所に備蓄する。また、備蓄物については、アレルギー疾患に配慮したものを備蓄する。

更に津波避難施設用備蓄については、上記とは別に施設ごとに想定した避難者数の1日分の食料・飲料水を備蓄し、帰宅困難者用備蓄についても、上記とは別に、食料（1.5日×3食）及び飲料水（1.5日×1ℓ）を備蓄する。

B 食料及び生活必需品の安定供給、緊急輸送による物資・資機材の確保等

被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体・業者と流通在庫品の供給協力に関する協定等を締結するとともに、定期的に協定先の連絡担当者と情報交換を行い、その安定供給の確保に努める。

また全国から送られてくる食料や生活必需品等の援助物資及び各局が災害復旧等に必要とする資機材等の緊急輸送については、あらかじめ緊急輸送に必要なトラック等の確保を行うとともに、災害発生前に公安委員会への緊急通行車両であることの確認の申出を行うなど事前準備を整えておくものとする。

特に、災害時応援協定締結団体とは平時において、物資の集配拠点・配送システムの構築や緊急通行車両確保等について情報交換等を行い、災害発生時において、生活物資・食料等の物資を効率的に配分するために、物資の在庫管理・入出庫・配送を一元的に行う物資集配拠点を整備する。また、物資集配拠点の効率的運営及び集配業務の円滑な実施のため、物資集配拠点における仕分け業務及び各避難所への配送等について、ノウハウを有する民間運送事業者との協定等により、物資供給体制の整備を図る。

2) 仙台商工会議所のこれまでの取組

大規模災害発生の際、仙台商工会議所では、被災した事業所が一日でも早い事業活動を再開することが、地域経済に対するダメージを最小限に留めるものと考えており、各事業所が発災直後の適切な初動対応と、以降の復旧・復興に向けた取り組みが重要であると認識している。

そのようなことから、仙台商工会議所として域内事業所に対し下記のような取組とともにBCPの必要性と策定に向けた支援活動を行ってきた。

① 東日本大震災後の対応ほか激甚災害指定後の取組

仙台商工会議所では東日本大震災時には、発災直後、会頭を本部長とする「東日本大震災復興対策本部」を設置、市内3カ所に緊急相談窓口を設置し経営支援にあたりるとともに、仙台市内の全会員事業所を訪問及び電話により、安否確認と被災状況等の確認を実施した。

経営支援として、小規模事業者向けの公的融資制度の震災対応特別枠（災害マル経）を利用した資金繰り相談や仙台市に対して災害マル経資金の利子補給を要請し実施したほか、補助金・助成金等の施策について情報提供を行う等、早期事業再開支援に努めた。

また津波により工作機械等を失い、事業継続に支障をきたしている被災3県の中小・小規模事業者に対し、全国515の商工会議所から無償で提供を受けた遊休機械を提供する体制を構築し、延べ3,266件の遊休機械の提供により被災事業者支援にあたった。

加えて、食品加工事業者など被災後に商品供給が困難となったことで販路を失った事業者の販路回復・拡大事業として全国から流通バイヤーを招聘し、予約型で開催する個別商談会「伊達な商談会」を立ち上げ、事業者の販路回復支援を実施した。

2019年の台風第19号においても、市内商店街や業種団体等に電話で被害状況を確認、相談窓口を設置し、小規模事業者の対応にあたった。

② 仙台商工会議所BCPの策定

仙台商工会議所では、事務局の活動を早急に再開し地域事業所の復旧に尽力しなければならないことから、「ダメージの減少」、「復旧期間の短縮」を目的として「仙台商工会議所BCP」を2019年12月に策定し、災害時の具体的な体制やマニュアル等を定め、適宜改訂している。

また、2021年4月には新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症への対策のため「感染症対応マニュアル（BCP）」を別途作成した。

③ 事業継続計画に関する国の施策の周知

第1期事業継続力強化支援事業（2020.5.1～2025.3.31）において、国の施策の周知を含めたBCP・事業継続力強化計画の策定を促すチラシを作成し、会報誌に年複数回折込んだほか、会報誌の誌面においても施策の周知や計画策定を促進する記事を掲載するなどした。

④ BCPセミナーの開催

第1期事業継続力強化支援事業（2020.5.1～2025.3.31）において、仙台市との共催で東京海上日動火災保険(株)や三井住友海上火災保険(株)などの保険会社の担当者を講師とし、BCP・事業継続力強化計画の概要説明やワークショップでの計画の模擬作成など、関心喚起から実際の計画策定までレベルに応じた内容のセミナーを毎年2～3回開催した。

⑤ 各損保会社と連携した損害保険への加入促進

企業の様々な経営リスクを担保し、災害による休業時の資金確保等を目的に、全国商工会議所のスケールメリットを活かした低廉な保険料で加入できる団体保険（「ビジネス総合」「業務災害補償」等）の加入を推進した。また損害保険制度のより一層の推進に取り組むため、2019年4月から保険会社、販売代理店の協業により、「保険制度認定パートナー」を構築し、会員企業のリスク対応支援を実施した。

【取扱保険会社】

東京海上日動火災保険(株)、損保保険ジャパン(株)、三井住友海上火災保険(株)、
あいおいニッセイ同和損害保険(株)

また、国の施策周知やセミナー開催により、BCP・事業継続力強化計画策定を希望する事業者からの相談に対しても、東京海上日動火災保険(株)を中心とした保険会社の担当者とともに相談対応にあたり、その際にも

損害保険の周知と加入促進を図った。

⑥防災備品（懐中電灯、非常食等）を備蓄

仙台商工会議所の防災備品の備蓄は次のとおり。

- ・緊急避難用 非常持出袋（食料品、飲料水、毛布、エア枕、アルミ保温シート、寝袋、簡易トイレ）
- ・食料品（乾パン、インスタント食品、飲料水等 20名×3日分等）
- ・防災・復旧用品（ブルーシート、ビニールテープ、簡易土嚢袋、スコップ、トランシーバー、拡声器、ランタン等）
- ・保護・救護用品（救急セット、ヘルメット、ベッド、毛布、軍手、タオル、ゴーグル、防塵マスク等）
- ・生活用品・その他（缶切り、卓上コンロ、鍋、紙皿、ラップ、紙コップ、スプーン、割りばし、トイレトーパー、ウェットタオル、ライター、マッチ等）
- ・予備電池・予備燃料（乾電池、カセット）

⑦仙台市が実施する防災訓練への参加及び協力

仙台市が実施する防災訓練へは未参加だが、当所では年1回、当会館内のテナントを含めた火災に備えた避難訓練を毎年実施している。

II. 課題

第1期事業継続力強化支援事業（2020.5.1～2025.3.31）において、前掲のとおり国の施策の周知やセミナーを通じたBCP・事業継続力強化計画の策定促進に向けた取り組みを展開したが、策定相談件数は多くなく、セミナーについてもSNS広告等で周知をしたものの定員となるセミナーは多くはなかった。

帝国データバンクが2024年5月に実施した事業継続計画（BCP）に対する企業の見解調査でも、BCPについて策定済や策定意向ありという回答は全国平均が50.0%、最も高かった高知県の68.4%に対して宮城県は47.7%と全国平均よりも低い結果となっている。東日本大震災という未曾有の災害を乗り越えたことも遠因にある可能性があるが、新型コロナウイルス感染症と同様に世界規模での感染症拡大や南海トラフ地震など今後起こりうる災害に備え、発災後の安定した事業継続をするためにはBCP・事業継続力強化計画の策定は不可欠といえる。そのため、当所としても仙台市とも協力しながら会員・非会員問わず仙台市内の事業者への周知と策定促進に取り組んでいくことが必要といえる。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対しての感染予防措置、感染・体調不良者の対応方法の事前の社内取り決め、予防接種の推奨、衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要である。

また支援機関である当所としても、発災により市内事業者および地域経済が大きく被害を受けた際に早期復旧・復興を進めるために、災害状況に応じた的確かつ臨機応変な支援を行う体制整備が必要といえる。

そのため、事業者を直接支援する経営指導員のノウハウやスキル向上はもとより、発災直後やその後の時間経過に応じた対応など、大規模災害を想定した現実的な体制整備を講じていくことが課題といえる。

III. 目標

仙台市は度々甚大な自然災害による被害を受けている地域であることから、中小企業・小規模事業者の自然災害等の突然の経営環境の変化への事前の備え、事後のいち早い復旧等を支援するため、仙台市と仙台商工会議所との共同により事業継続力強化支援計画を策定し、事業者の事前対策の支援や発災後の対策、復興支援等と併せ、仙台市と仙台商工会議所との連絡体制を平時より構築する等、万が一の場合の地域経済・企業への影響を最小限にするための事業に取り組む。

- ・地区内の小規模事業者を中心とした事業者に対して自然災害リスクや感染症等リスクを認識してもらい、事前の対策と発災後の事業継続に向けた計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時あるいは感染症拡大の発生における早期の事業者支援を展開し、地域経済への影響を最大限抑えるために、当所と仙台市との間で被災・被害状況の共有・報告をするための連絡体制を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (2025年5月1日 ~ 2030年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

仙台市と仙台商工会議所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

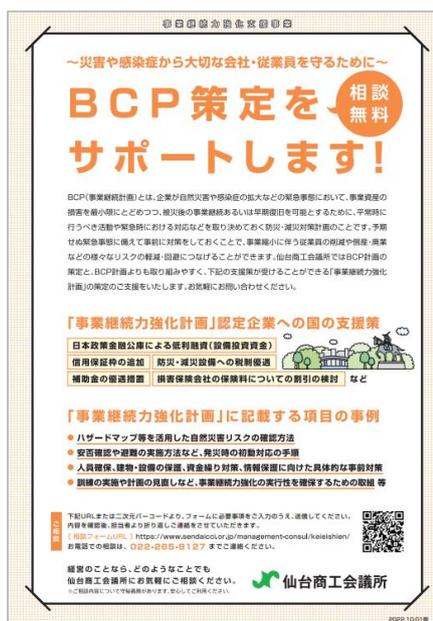
< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当所の会報誌の記事を通じて国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要の紹介等を行う。
- ・当所ウェブサイト内で BCP と事業継続力強化計画の策定支援に関する内容掲載するとともに、仙台市がウェブサイト上で公表している「仙台防災ハザードマップ」のリンクを貼り、リスク周知をする。
- ・上記同様の BCP と事業継続力強化計画の策定支援に関するチラシを作成し、会報誌への折込や経営相談対応時に配布するなどして周知を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症同様の感染症については、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。



事業継続力強化計画策定を促す会報記事



BCP 策定支援周知チラシ

2) セミナー等の実施

当所と仙台市の共催で損害保険会社の担当者を講師とし、BCP・事業継続力強化計画の概要説明やワークショップでの計画の模倣作成など、関心喚起から実際の計画策定までレベルに応じた内容のセミナーを毎年 2.3 回開催する。セミナー時には税制優遇などの行政の施策の紹介、損害保険の紹介等のメリットを伝え、策定の推進を図る。

また開催にあたっては案内チラシを作成し、会報誌への折込のほか会員向けメールマガジンでの情報配信や仙台市広報誌、仙台市外郭団体である仙台産業振興事業団が配信しているメールマガジンでの情報配信、SNS などを活用して対象を絞り込んだターゲット層への周知広報により集客を図る。

3) 事業継続計画策定・認定申請支援

当所や仙台市の災害リスク周知の取組やセミナー参加者の中で事業継続計画、事業継続力強化計画の策定や見直しを希望する事業者に対して、損害保険会社の協力のもと、策定支援や実効性のある取組の推進、効果的な訓練等について、支援及び助言を行う。

また、計画策定を進める中で保険等の加入をする場合には、全国商工会議所のスケールメリットを活かした低廉な保険料で加入できる団体保険制度の案内等により保険加入の推進を図る。

4) フォローアップ

上記策定支援を実施した事業者に対して、ヒアリング等により取組状況のフォローアップを必要に応じて実施する。

加えて市内事業者の事業継続計画等の取組状況を把握するため、仙台市と当所で四半期毎に実施している「仙台市地域経済動向調査（DI 調査）」での特別設問や、巡回や窓口支援の機会を通じて、アンケートを実施する。

5) 商工会議所自身の事業継続計画の作成と適宜の見直しの実施

当所では、2019年12月に「仙台商工会議所 BCP」を作成（別添参照）。
これまでも適宜改訂しているが今後についても計画内容を精査し、災害時にも有効に機能する内容となっているかを定期的に見直す。

6) 支援助力向上に向けた経営指導員の資質向上

事業継続計画の作成支援にあたっては、専門的知識を有する損害保険会社の担当者などとの連携が不可欠ではあるが、計画作成を支援するうえで把握していかなければならない最低限の知識・ノウハウについては初期対応にあたる経営指導員が有しておく必要があることから、研修会の実施や策定支援の現場に経営指導員も同席することで資質向上を図る。

7) 関係機関との連携

全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの取扱保険会社である、東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を開催するとともに、事業継続計画策定に取り組むメリットの説明や災害対応策、リスクへの備え等損害保険の紹介等を実施する。

8) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、仙台市との連絡ルートの確認を行う（訓練は、必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

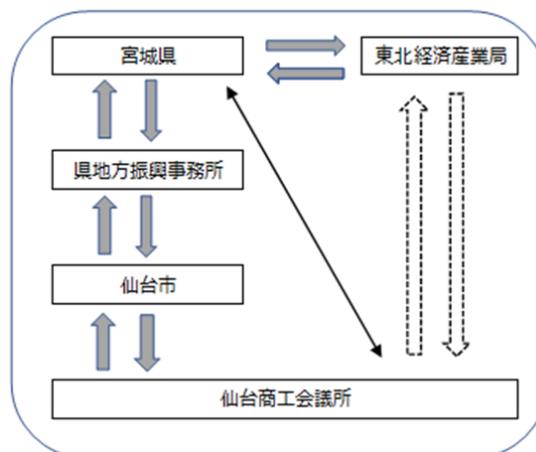
- ・仙台商工会議所では発災後 2 時間以内に職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を、ビジネスチャットを活用し所内で把握する。
- ・上記での状況把握後については仙台商工会議所 BCP に則り、災害に関する公表内容を整理し、地域総合経済団体としての活動が実施できるよう運営体制を整備する。
- ・感染症拡大については、国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗いなどの感性対策の徹底を行う。
- ・感染症拡大や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき政府の「緊急事態宣言」が出た場合で仙台市が感染症対策本部などを設置した場合については、その方針に基づき商工会議所内において感染症対策を行い、また会員事業者を中心とした市内事業者に対してもその内容について情報共有を迅速に対応する。

2) 応急対策の方針決定

- ・仙台商工会議所 BCP に則り、応急対策の方針を決定するために必要な災害状況（エリア内人的・建物含む）の掌握として、商店街や業種組合、市内の主な会員企業等に対し、安全確保したうえでの現場確認や電話等によりヒアリングを行い、市内の被害情報を収集する。
- ・収集した情報をもとに、BCP の発動の有無を災害対策本部長（仙台商工会議所専務理事）が状況を見極め、当面の方針を決定する。BCP が発動となった際にはマニュアルに基づき、その計画に沿って行動する。
- ・仙台市と仙台商工会議所は状況に応じて被害情報等を共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・仙台市と仙台商工会議所は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
 - ・仙台市と仙台商工会議所が共有した情報を仙台市より、宮城県仙台地方振興事務所へ報告する。
- ※ただし、急を要する場合については宮城県経済商工観光部商工金融課又は東北経済産業局が直接情報収集する場合がある。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、必要に応じて仙台市と協議する（仙台商工会議所が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、仙台商工会議所等に相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況と併せ経営状況の詳細を確認する。
- ・地区内小規模事業者の被災後の事業継続力強化の取組状況を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ電話、メールニュース、月報等、情報発信に有効なあらゆるツールを使用し、周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、仙台商工会議所の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮城県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所等に相談し、対応を図る。

< 6. 地域防災計画との連携（位置づけ等） >

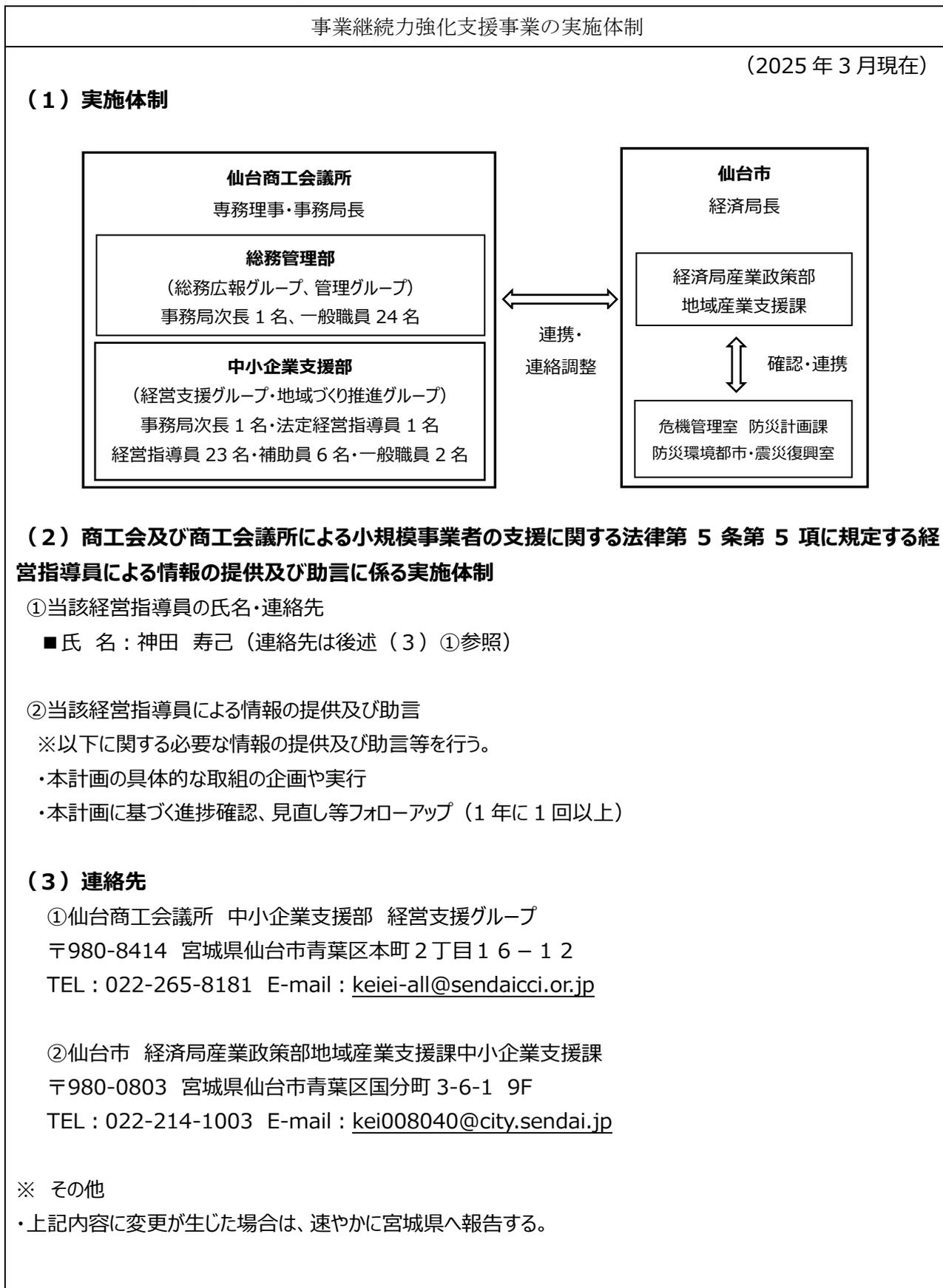
- ・仙台市の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保について協力する。
- ・仙台市の防災訓練に参加し、日頃から連携強化に努める。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
必要な資金の額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1. 専門家派遣費	300	300	300	300	300
2. セミナー開催費	600	600	600	600	600
3. チラシ作成・広報費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
仙台商工会議所会費収入等と仙台市の関連する事業予算から

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。